

## 6. 正確性の確保（ガイドライン第9条）

### [ガイドライン]

第9条 電気通信事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

### （第9条の解説）

- (1) 本条は、電気通信事業者が、個人情報を取り扱うに当たり、個人情報の正確性の確保に努めるものとすることを規定したものである。
- (2) 誤った個人情報、現行化されていない個人情報が利用・提供されたときは、その個人の権利利益が侵害されるおそれが生じるので、個人情報は、利用目的に応じ正確かつ最新の状態に保たれる必要がある。

- ① 「個人情報を正確かつ最新の内容に保つ」とは、顧客情報等を管理するデータベース等への個人情報の入力時の照合・確認の手續の整備、誤り等を発見した場合の訂正等の手續の整備、記録事項の更新、保存期間の設定等を行うことにより、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならないとの趣旨である。データベースに保存されている個人情報に限らず、他の媒体に保存されている個人情報についても、保存期間の設定をするなど、利用目的の達成に必要な範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならないものである。
- ② 「最新の内容に保つよう努める」とは、保有する個人情報を一律に又は常に最新化することを求めるものではなく、それぞれの利用目的に応じて、その必要な範囲内で正確性・最新性を確保することを求める趣旨である。